

第19期

第5回

総会議事録

令和3年10月18日

郡山市農業委員会

1. 開催年月日 令和3年10月18日(月)

2. 開催場所 特別会議室

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出欠状況	備考
1	佐久間 俊一	出席	喜久田地区
2	岩崎 幸夫	出席	西田地区
3	小林 正一郎	出席	片平地区
4	濱津 洋一	出席	田村地区
5	吉田 直衛	出席	中田地区
6	北島 繁和	欠席	湖南地区
7	降矢 セツ子	出席	田村地区
8	池上 慎一郎	出席	中央地区
9	細山 文昭	出席	逢瀬地区
10	中尾 一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出欠状況	備考
11	藤田 稔	出席	熱海地区
12	古川 弘作	出席	中央地区
13	須永 静夫	出席	中央地区
14	吉田 秀吉	出席	三穂田地区
15	黒澤 大吉	出席	日和田地区
16	濱尾 文博	出席	富久山地区
17	柳田 健一	出席	中央地区
18	伊藤 城治	出席	三穂田地区
19	遠藤 昭夫	出席	安積地区
20	松川 延安	出席	田村地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 三 瓶 克 宏
【事務局次長】 齋 藤 聡
【主任主査兼農地調整係長】 柳 沼 一 幸
【主任主査兼庶務係長】 千 葉 崇
【主任主査兼農業振興・農業法人係長】 清 野 裕 一
【農業振興・農業法人係主任】 永 沼 宏 介

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主事】 佐 藤 善 寿

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 15時00分

8. 閉会宣言 16時00分



郡山市農業委員会総会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

降矢 セツ子

署名人

濱尾 文博

事務局	<p>ただいまより、第5回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、北島繁和委員から欠席届が出されております。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
議長	<p>改めましてこんにちは。</p> <p>朝から連続の研修でお疲れだと思いますが、もう少し頑張ってください。</p> <p>気持ちが田んぼのほうに行っている方も多いと思いますが、県内でも10月に4件の死亡事故が発生しております。</p> <p>気持ちが田んぼのほうに行っている方は特に注意してください。</p> <p>それでは、今月もよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。</p> <p>議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>7番 降矢セツ子 委員</p> <p>16番 濱尾 文博 委員</p> <p>このお二方をお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の佐藤 善寿主事を選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。</p> <p>議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>お手元に正誤表及び追加議案をお渡ししています。</p> <p>議案第1号の三穂田の4番、筆が2筆削除され7筆に変更になります。</p> <p>また議案第8号の別紙非農地判定の除外につき、</p>

	<p>2筆削除され、1筆除外理由が変更となっています。</p> <p>それに伴い合計面積等が変更になります。</p> <p>また、議案第2号農地法第5条第1項につき、 田村9番が追加となります。</p>
議 長	<p>ただいまから、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番と2番の 2件について付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>1番と2番の 2件について 調査の結果を報告いたします。</p> <p>まず1番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>次に2番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1番と2番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1番と2番の 2件について 許可と決めます。</p> <p>次に3番 1件について付議いたします。</p>

	吉田 秀吉委員の調査報告を求めます。
吉田 秀吉 委員	<p>3番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしたところ、 耕作こそきれいになされていましたが、公図と照らし合わせたところ 一枚の水田に他人の土地が入ってしまっており、 分けるように指導しましたが聞き入れられなかったため 不許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	3番 1件について、 許可しない不許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について、 許可しない不許可と決します。</p> <p>次に、4番の 1件について付議いたします。 伊藤 城治委員の調査報告を求めます。</p>
伊藤 城治 委員	<p>4番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、高齢化、経営拡大です。 本人と両親が耕作するものです。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。

	(質問、意見なし)
議長	4番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、4番 1件について 許可と決します。 次に、5番と6番の 2件について付議いたします。 細山 文昭の調査報告を求めます。
細山 文昭 委員	5番 6番 2件について調査の結果をご報告いたします。 まず5番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 現地は適正に耕作されています。 次に6番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 こちらも現地は適正に耕作されています。 どちらも受け人の作業場に隣接している土地で、 作業の便が良い土地になります。 これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	5番と6番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、5番と6番の 2件について 許可と決します。

次に7番から11番までの5件について付議いたします。
事務局の調査報告を求めます。

事務局

7番から11番までの5件について調査の結果をご報告いたします。
まず7番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、
記載のとおりです。

申請の事由は、資金を必要とするため、経営拡大です。
受け人と妻が農作業に従事します。

次に8番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は
記載のとおりです。

申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。
受け人と妻、娘2人、両親が農作業に従事します。

次に9番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は
記載のとおりです。

申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。
受け人と息子が農作業に従事します。

次に10番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は
記載のとおりです。

申請の事由は、労力不足、経営拡大です。
受け人と妻、娘2人、両親が農作業に従事します。

次に11番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は
記載のとおりです。

申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。
受け人と妻が農作業に従事します。

これらの農地について、現地調査をしましたが、
周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。

また、全部効率要件、農作業常時従事要件、
地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に
該当する事項はありませんでしたので

	許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	7番から11番までの 5件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、7番から11番までの 5件について、 許可と決します。 次に、12番から15番までの 4件について付議いたします。 濱津 洋一委員の調査報告を求めます。
濱津 洋一 委員	12番から15番までの 4件について調査の結果をご報告いたします。 まず12番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、農業開始です。 10月7日に農業委員会事務局にて事前審査会を行いました。 譲受人は農地を相続して農業を行っていましたが、 耕作面積が少なく農業者の要件を満たしていませんでした。 今回の農地も元々口約束で借りていた農地ですが、 譲渡人が相続し、サラリーマンで耕作できないことから 今回の申請に至りました。 次に13番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、労力不足、経営拡大です。 渡し人は平成30年に土地を相続しました。 勤め人であったため母親が一人で耕作していましたが、 十分に管理できなくなったので今回の申請に至りました。 現在は適正に管理されています。 次に14番 15番 2件について調査の結果をご報告いたします。 関連する案件ですのでまとめた報告になります。 貸し人、借り人及び土地の表示は記載のとおりです。

	<p>貸し人は労力不足のためしばらく作物を作っていませんでしたが、今回栃木県で営農型太陽光発電を行っている借り人に貸し付けることになりました。借り人は麦を栽培する予定です。</p> <p>今後郡山市にパン工場を作る予定で、事業も拡大する予定があるそうです。</p> <p>農機具も郡山市用買い増しています。</p> <p>15番については、14番の申請地に太陽光発電パネルを設置するため、農地の上空に太陽光パネルを設置することによる申請です。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
古川 弘作 委員	<p>14番15番は営農型太陽型発電設備とのことですが、15番のほうは農機具も従事者ともにゼロになっていますがこれはどういったことなんでしょうか。</p>
濱津 洋一 委員	<p>15番の会社は14番の会社と親子会社になっていまして、14番の農業法人が営農し、15番の法人が発電します。</p>
古川 弘作 委員	<p>作付けするのは麦とのことですが、遮光率などは大丈夫でしょうか。</p>
濱津 洋一 委員	<p>そちら5条のほうで説明する予定だったのですが、太陽光パネルの下で作付けする予定の麦については収量なども問題ありません。</p> <p>なお、管理する人は郡山市在住です。</p>
議 長	<p>12番から15番までの 4件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、12番から15番までの 4件について許可と決めます。</p> <p>次に16番 1件について付議いたします。</p>

	<p>降矢セツ子委員の調査報告を求めます。</p>
<p>降矢セツ子委員</p>	<p>16番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、贈与です。 中田18番の事務局報告の案件との交換になります。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>16番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
<p>議長</p>	<p>異議ないものと認め、16番 1件について 許可と決します。</p> <p>17番と18番の 2件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>17番と18番の 2件について 調査の結果を報告いたします。 まず17番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、同一世帯の子への贈与です。 受け人と妻、母親が農作業に従事します。</p> <p>次に18番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、贈与です。 受け人と夫が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p>

	<p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>17番と18番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、17番と18番の 2件について 許可と決めます。 以上で、議案第1号を終わります。 続いて、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 1番 1件について付議いたします。 須永 静夫委員の調査報告を求めます。</p>
須永 静夫 委員	<p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は資材置場になります。 農地の区分は第3種農地と判断しました。 10月2日に現地調査を行いました。 現状既に資材置場となっており、顛末書も添付されています。 農地転用の許可への意識不足ということで、 平成30年から資材置場として使用されており、 再三の是正指導の結果今回の申請に至ったものです。 以上1番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p>

	<p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第3種農地2-1-(1)-エ-(ア)-b-(a)で甲種農地の要件を満たしていない、住宅、事業施設、公共施設、公益的施設が連たんし、市街化が相当進んでいる区域です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-エ-(イ)で、第3種農地の転用は、許可することができます。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>1番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、許可と決します。</p> <p>次に2番 1件について付議いたします。</p> <p>小林正一郎委員の調査報告を求めます。</p>
小林正一郎 委員	<p>2番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示については記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は駐車場になります。</p> <p>農地の区分は第3種農地と判断しました。</p> <p>10月13日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地はもともと夫が所有していて、駐車場として利用していたものですが、農地であったため今回の申請に至りました。</p> <p>念書と顛末書も添付されております。</p> <p>以上2番 1件については、農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。

	<p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第3種農地2-1-(1)-エ-(ア)-b-(a)で 1番 同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-エ-(イ)で、 1番 同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>2番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、 許可と決します。</p> <p>次に3番 1件について付議いたします。 黒澤 大吉委員の調査報告を求めます。</p>
黒澤 大吉 委員	<p>3番 1件について調査の結果をご報告いたします。 貸し人、借り人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は太陽光発電になります。 農地の区分は第2種農地と判断しました。 市街化近くの小集団農地で、水利も悪く 相続した息子は福島市勤務で耕作が難しいことから 太陽光発電として利活用することになりました。</p> <p>以上3番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、</p>

	<p>農地区分は、第2農地2-1-(1)-オ-(ア)-bで甲種農地の要件を満たしていない、宅地化の状況からみて3-b-①～③に掲げる区域に該当することが見込まれる区域として、宅地化の状況が3-b-①に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域でその規模がおおむね10ha未満である市街化近傍小集団農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-オ-(イ)で、第2種農地の転用は申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
藤田 稔 委員	<p>西側に農地があるんですが、これは道路を挟んでいるから営農に支障はないといった考え方でよいのでしょうか。</p>
黒澤 大吉 委員	<p>そうです。住宅地ですが区画整理に参加しなかった家とのことで一部水田が残っていますが、今回の申請で営農に支障はありません。</p>
議長	<p>3番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について、許可と決めます。</p> <p>次に4番 1件について付議いたします。</p> <p>濱尾 文博委員の調査報告を求めます。</p>
濱尾 文博 委員	<p>4番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>貸し人、借り人及び土地の表示については記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は磐越東線通水管の交換工事のための仮設資材置場になります。</p> <p>農地の区分は第2種農地と判断しました。</p> <p>一時転用の後は農地に復元します。</p> <p>以上4番 1件については、</p>

	<p>農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>4番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで農用地域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、第2種農地の転用は申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>4番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について、許可と決めます。 次に5番 1件について付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>5番 1件について調査の結果をご報告いたします。 貸し人、借り人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は工事用作業敷地の一時転用になります。 農地の区分は第2種農地と判断しました。 10月6日に現地調査と本人聞き取り調査を行いました。 北側はJRの線路で、稲の収穫後に作業を行うということです。</p>

	<p>以上5番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>5番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで 4番同様です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、 4番同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>5番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、5番 1件について、 許可と決めます。</p> <p>次に6番 1件について付議いたします。 濱津 洋一委員の調査報告を求めます。</p>
濱津 洋一 委員	<p>6番 1件について調査の結果をご報告いたします。 貸し人、借り人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は営農型太陽光発電設備の設置になります。 農地の区分は農用地と判断しました。 太陽光パネルの支柱の面積を転用するものになります。 造成工事などは行いません。 雨水は自然浸透で、汚水は発生しません。 パネルは3mの高さで、遮光率は33.5%です。 光合成に影響はありません。 県中農林事務所から営農に不都合な点が見込まれないとの</p>

	<p>意見書も貰っており、建築物を建てない旨の念書も添付されています。</p> <p>以上6番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は農用地2-1-(1)-ア-（ア）で 農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める 農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき 土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-（イ）-cで、 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもので あって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが 必要であると認められるものであること、かつ、農業振興地域の 整備に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定により 定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれ がないと認められる一時転用事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
藤田 稔 委員	期間10年間の一時転用とのことですが、これは10年間でできる事由があるケースなのでしょうか。
事務局	借り人は認定農業者であるため、10年間の一時転用が可能です。
議長	6番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、6番 1件について、 許可と決めます。</p> <p>次に7番と8番の 2件について付議いたします。</p>

	<p>岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。</p>
<p>岩崎 幸夫 委員</p>	<p>7番 8番 2件について調査の結果をご報告いたします。 まず7番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は一般住宅建築になります。 農地の区分は第2種農地と判断しました。 申請人は緑ヶ丘の妻の実家に住んでいるものですが、 義理の母、義理の姉夫婦とも同居しており実家が手狭であることから 高速道路にも近い申請地に住宅を建築するものです。</p> <p>次に8番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は一般住宅建築になります。 農地の区分は第1種農地として判断しました。 申請人は現在アパートに住んでいますが、手狭になったため 夫の実家と妻の実家の中間である西田に住宅を建築するものです。</p> <p>以上7番 8番 2件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>7番と8番の 2件について、調査結果の補足説明をいたします。 まず7番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで 4番同様です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、 4番同様です。</p> <p>次に8番の2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが 農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イー(ア)-aで 甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上の 規模の一団の農地の区域内にある集団農地です。 許可基準は2-1-(1)-イー(イ)-c-(e)で、</p>

	<p>住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設の用に供するために行われるものであり、集落に接続して設置される集落接続事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>7番と8番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、7番と8番の 2件について、 許可と決します。</p> <p>次に追加で提出しました9番 1件について付議いたします。 松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
松川 延安 委員	<p>9番 1件について調査の結果をご報告いたします。 貸し人、借り人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は店舗、集出荷倉庫及び駐車場になります。 農地の区分は第1種農地と判断しました。 以前から農協の建物は大雨による浸水被害を受けており、 老朽化も激しくなったことから今回の申請に至りました。 申請の事由としては調整区域内では十分なスペースが確保でき、 また御代田、守山地区の利便性を考慮したため 今回の申請地になったものです。</p> <p>以上9番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>9番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが 農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで</p>

	<p>8番 同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(a)-i-(ii)で、農業用施設、農産物集出荷施設、農産物貯蔵施設等農畜産物の生産、集荷、調整、貯蔵又は出荷の用に供する施設です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>9番 1件について、</p> <p>許可相当と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、9番 1件について、</p> <p>許可相当と決します。</p> <p>なおこの件につきましては、転用面積が30aを超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の意見を聴くことにします。</p> <p>以上で、議案第2号を終わります。</p> <p>次に、議案第3号「郡山市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、この適否についてお諮りいたします。</p> <p>1番 1件について付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>1番 1件の農用地利用集積計画につきましては、</p> <p>利用権設定1件の申請があり、</p> <p>農地集積促進員及び事務局による現地調査並びに審査の結果、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、</p> <p>適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>

	(質問、意見なし)
議長	1番 1件について 承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、1番 1件について 承認と決します。 以上で、議案第3号を終わります。 続いて、議案第4号「非農地に関する判断について」を 議題といたします。 1番 1件について 付議いたします。 伊藤 城治委員の調査報告を求めます。
伊藤 城治 委員	1番 1件について調査の結果をご報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請目的は地目変更のためです。 10月6日に現地を確認しました。 申請地は道路に面した山の一部で、現在は竹が密集しており 原野化しております。 周辺の農地の営農への支障も無く、 農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	1番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、1番 1件について、 非農地と決します。 次に2番 1件について 付議いたします。 降矢セツ子委員の調査報告を求めます。
降矢セツ子 委員	2番 1件について調査の結果をご報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。

	<p>申請目的は地目変更のためです。</p> <p>10月4日に現地を確認しました。</p> <p>申請地は以前は農地として利用されていた土地ですが、小面積で点在していることから不便で10年以上前から耕作しておらず竹藪、山林になっています。</p> <p>周辺の農地の営農への支障も無く、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>2番 1件について、非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、非農地と決めます。</p> <p>次に3番と4番の 2件について 付議いたします。</p> <p>吉田 直衛委員の調査報告を求めます。</p>
吉田 直衛 委員	<p>3番 4番 2件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>まず3番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請目的は地目変更のためです。</p> <p>9月21日に現地を調査しました。</p> <p>申請地は10年以上前から耕作しておらず、山林化しています。</p> <p>周辺の農地の営農への支障も無く、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。</p> <p>次に4番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請目的は地目変更のためです。</p> <p>9月21日に現地を調査しました。</p> <p>申請地の周りは宅地であり、草刈すれば農地として復元可能であり農地であり非農地としては認められないと判断しました。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、</p>

	ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	それでは3番 1件は非農地と判断し、 4番 1件は非農地と判断しないことに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、3番 1件は非農地と判断し、 4番 1件は非農地と判断しないことに決めます。 以上で、議案第4号を終わります。 次に議案第5号「空き家に付随した農地に係る農地法第3条 第2項第5号の規定による別段面積の指定について」を 議題といたします。 1番 1件について付議いたします。 降矢セツ子委員の調査報告を求めます。
降矢セツ子 委員	1番 1件について調査の結果をご報告いたします。 申請人、農地、宅地の表示は記載の通りです。 空き家バンクに登録された土地です。 10月4日に事務局員と現地調査を行いました。 宅地は贈与によって取得された土地ですが、 その時から空き家で、空き家バンクに登録されている土地です。 農地は空き家の周囲おおむね100m以内にあり、 指定により周辺地の総合的な利用に影響がないものです。 調査の結果、郡山市空き家に付随した農地の別段面積取り扱い要綱 第5条各号の事項をすべて満たしているため、 別段の面積を適用すること相当と考えます。
議長	ただいまの報告について ご意見、ご質問等ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	1番 1件について 別段面積の指定を承認することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、1番 1件について承認と決めます。 以上で、議案第5号を終わります。

	<p>次に議案第6号「空き家に付随した農地に係る農地法第3条第2項第5号の別段面積の指定解除について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>今年の7月の総会で3条許可して案件です。</p> <p>今回、所有権の移転登記が終わり</p> <p>申請人から指定解除申出書の提出がありました。</p> <p>郡山市空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱第9条第3項の規定により、指定解除申出書の提出があったときは指定を解除することになっていきますので、解除相当と思われるのですが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について</p> <p>ご意見、ご質問等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>それでは採決いたします。</p> <p>原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、原案のとおり決します。</p> <p>以上で、議案第6号を終わります。</p> <p>次に議案第7号「違反転用者に対する原状回復等の措置に対する勧告について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第7号「違反転用者に対する原状回復等の措置に対する勧告について」の説明をいたします。</p> <p>違反地、土地所有者、違反転用者は記載のとおりです。</p> <p>まず場所ですが、資料4頁の住宅地図をご覧ください。</p> <p>真ん中のピンクの部分が該当地です。ここから東に行くとJA福島さくら逢瀬片平総合支店があります。</p> <p>次に6頁の航空写真をご覧ください。ピンクの部分が違反している農地で右側のくぼんでいる所は宅地です。</p> <p>次に7頁の現地写真をご覧ください。足場に使うパイプ等が山積みされています。一番下の写真は事務所です。</p> <p>1頁に戻ってください。4 これまでの経緯をご説明します。</p> <p>平成19年から違反状態で、平成26年から追跡調査をしております。</p>

地域住民から農業委員会、福島県、東北農政局に苦情の電話が多数、寄せられています。

昨年の5月14日、開発建築指導課、農業政策課、農業委員会事務局と合同で現地調査し、社長から聴取しています。その時は移転先を探すとの回答でした。

6月5日には、3課合同で違反是正の通知を発送しております。

7月7日、同社から令和3年7月まで移転するとの農地復元計画書の提出がありました。

今年の7月19日、期限が近づいてきたので社長を呼び出し、どうなっているのか聴取しました。移転先を探しているが見つからないので、引き続き探すとのことでした。

10月5日、社長を呼び出し、3課合同でこれからの対応を説明しました。また移転候補地が3か所あると話していました。

次に2頁をお開きください。

1 違反転用者等への対応ですが

(1)必要に応じて実地調査を行い、違反転用者等に対し、期限を定めて是正するよう指導を行う。これは既に行っております。

(2)指導に従わない場合には、違反転用者等に対し原状回復等の措置を勧告するものとする。ただし、総会の決定が必要となっており、今はこの時点になります。

次に(3)勧告に従わない場合には、農地法第51条第1項の規定による処分又は命令を行うことを検討する。

この場合には、行政手続法に基づき聴聞又弁明の手続きをとることが適当となっています。

次に処分の内容ですが、

2 違反転用に対する処分 (3) 処分の内容のうち

オ 相当の期間を定めて原状回復等の措置を講ずべきことを命ずるになります。

それでも是正されない場合には、行政代執行を行い、措置に要した費用を違反転用者に負担させるという手段もあります。

次に8頁をご覧ください。勧告書の内容になります。勧告書。あなたは次のとおり農地法第51条第1項第1号に該当しているので、いつまでに原状回復その他違反を

	<p>是正するために必要な措置を講じてください。</p> <p>違反行為に係る土地の所在等、法第51条第1項に該当する内容及びその理由は記載のとおりです。</p> <p>同様の文書は都市計画法を所管する開発建築指導課、農業振興地域整備に関する法律を所管する農業政策課も出す予定になっています。発送する日にち、いつまで措置を講ずるかについては、福島県と相談しながら3課、足並みを揃えたいと考えており、動きがありましたら随時、総会に報告いたします。</p> <p>なおこの件につきまして、東北農政局からは原状回復命令を出すように、福島県からは先に進めるように指導がありましたことを申し添えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願います。</p>
議長	<p>ただいまの報告について ご意見、ご質問等ございませんか。</p>
	<p>(意見交換を経て)</p>
議長	<p>ほかに、ございませんか</p>
	<p>(なし)</p>
議長	<p>それでは、採決いたします。 原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、原案のとおり決します。 以上で、議案第7号を終わります。</p> <p>次に議案第8号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第8号は郡山市長から農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求められましたのでお諮りするものであります。 別紙1-1から3-2までお配りしております。 なおタブレットに掲載したデータは正誤表の内容を反映したのものになっております。 まず別紙1-1についてご説明いたします。 こちら農業委員会に置いて現況が山林原野等であることを理由として</p>

非農地判定された農用地について、農用地区域から除外するものです。
 非農地判定による除外について計448筆137,231.48㎡です。
 これまで行っていなかった分についてもまとめて除外する
 ということでこの数になっております。
 また集団性を踏まえた除外として12筆54362.24㎡を除外します。
 また農用地への編入について2筆692㎡のうち喜久田町のほうは
 耕作者から編入の申し出があり、西田町については市の判断に
 よるものです。
 また中山間地について4筆4,451㎡を編入します。
 こちらは中山間地域等直接支払い交付金を活用して農地の適切な
 維持管理及び農業生産活動の継続が認める優良農地と
 判断できるものです。

議 長	<p>ただいまの説明について、 ご質問、ご意見等ございませんか。 (意見交換を経て)</p>
議 長	<p>ほかに、ございませんか</p>
	<p>(な し)</p>
議 長	<p>それでは、採決いたします。 原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、原案のとおり決します。 以上で、議案第8号を終わります。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。 報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による 農地転用届出について」 次のとおり、1番とから4番までの 4件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第1号を終わります。</p> <p>続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による 農地転用届出について」 次のとおり、1番から24番までの 24件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p>

	<p>報告第2号を終わります。</p> <p>続いて、報告第3号「受理通知書の返納願いについて」 次のとおり1番 1件について 郡山市農業委員会規程 第17条第26号の規定により 受理したので報告する。 報告第3号を終わります。</p> <p>ただいまの 第1号から第3号までの報告について ご質問等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>次に9月16日に開催した特別委員会の審議の経過と結果の報告を 求めます。最初に、事務局から申請の概要について説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>市長から「農業振興地域整備計画の変更に係る 農地転用の可否見込み」の協議がありましたので、 申し出があった各案件の概要を説明いたします。</p> <p>お配りしました農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用の 可否見込みについて及び資料をご覧ください。</p> <p>8月締め切り分で、12件の申請がありました。 1番から11番までが農業振興地域の除外の申し出、 軽1番が農業振興地域整備計画の軽微な 変更申し出です。</p> <p>中央1番の事業目的は、資材置場、建設機械置場です。 追認案件になります。</p> <p>申し出者は水道工事業を営んでおり、資材置場、重機置場を 無許可で設置していましたが、これを是正するものです。</p> <p>申請地は、いずれにも該当しない第2種農地ですが、 農地以外に適当な土地がなく、周辺農地にも 影響を与えないことから許可できると判断しています。</p> <p>三穂田2番の事業目的は、物流倉庫です。</p>

申し出者は不動産業を営んでおり、事業拡大のため物流倉庫を建築し、運送会社に賃貸するものです。

申請地は郡山南インターチェンジから300m以内の公共施設至近距離にある第3種農地です。

第3種農地の転用は許可できます。

喜久田3番の事業目的は重機置場、資材置場です。

申出者は住宅設備業、土木工事業を営んでおりますが新たに重機を購入することになったため、置場所にするものです。

申請地は喜久田行政センターから560mの距離にありますが宅地面積割合が40%を超えることから公共施設近距離の第2種農地です。

農地以外に適当な土地がなく、周辺農地にも影響を与えないことから許可できると判断しています。

喜久田4番の事業目的は住宅の土留めブロック、防風柵の設置で追認案件です。

申出者は隣接している田の土砂流出を防ぐため土留めをし、強風による砂ぼこりの影響で作物が被害を受けるのを防ぐため防風柵の設置していたものです。

申請地は10ha以上規模の第1種農地ですが既存施設の拡張事業として許可要件があります。

日和田5番の事業目的は農家住宅です。

申し出者は現在、アパートに住んでいますが手狭になったことから、住宅を建築することにしました。

申請地は10ha以上規模の第1種農地ですが集落接続事業として許可要件があります。

田村6番の事業目的は分家住宅です。

申し出者は現在、アパートに住んでいますが手狭になったことから、住宅を建築することにしました。

申請地は10ha以上規模の第1種農地ですが集落接続事業として許可要件があります。

田村7番の事業目的は介護老人保健施設の駐車場です。
職員が増え、施設用の車両も増加し、駐車場が不足したため駐車場を新設するものです。

申請地は10ha以上規模の第1種農地ですが既存施設の拡張事業として許可要件があります。

田村8番の事業目的は釣り堀です。追認案件になります。申出者は前オーナーから釣り堀の事業を譲り受けましたが法令違反のため、是正するものです。

申請地は、いずれにも該当しない第2種農地ですが、農地以外に適当な土地がなく、周辺農地にも影響を与えないことから許可できると判断しています。

西田9番の事業目的は農産物直売所、精米所です。近くに直売所や精米所がないので、要望を受け建設するものです。

申請地は、いずれにも該当しない第2種農地ですが、農地以外に適当な土地がなく、周辺農地にも影響を与えないことから許可できると判断しています。

西田10番の事業目的は一般住宅です。申し出者は借家に住んでいますが、子供が生まれたことから手狭になり、妻の実家近くに住宅を建築するものです。

申請地は、いずれにも該当しない第2種農地ですが、農地以外に適当な土地がなく、周辺農地にも影響を与えないことから許可できると判断しています。

西田11番の事業目的は一般住宅です。申し出者は現在、アパートに住んでいますが子供の成長に伴い手狭になったことから、住宅を建築することにしました。

申請地は、いずれにも該当しない第2種農地ですが、農地以外に適当な土地がなく、周辺農地にも影響を与えないことから許可できると判断しています。

	<p>中央軽1番の事業目的は牛舎です。</p> <p>申出者は和牛の飼育をしていますが、子牛が増え飼育場所を確保するため、牛舎を建築するものです。</p> <p>申請地は農用地ですが、農業用施設として許可要件があります。</p> <p>以上で、今回の申請の概要説明といたします。</p>
議長	次に中尾 一明委員から、審議の内容を報告願います。
中尾 一明 委員	<p>9月16日に特別委員会を開催しましたので、その審議の結果を報告します。</p> <p>農業振興地域整備計画の変更についてですが、ただいま説明ありましたとおり、12件の申請があり協議しました。</p> <p>特別委員会では、記載のとおり許可基準を定め市長に報告することに決し、既に報告しております。</p> <p>以上、特別委員会の報告とさせていただきます。</p>
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	<p>農振除外については、特別委員会での審議結果を総会の決定とする旨、決定しておりますので、既に市長に回答しております。</p> <p>その他ございませんか。</p>
事務局	<p>農地利用状況調査で再生困難農地として判断された農地について発出する非農地通知につきまして、昨年度と同様にこちらから非農地通知書をお送りする形で行うことを法務局と協議しました。</p> <p>11月と12月に調査分の非農地判断の議案について提出しますので、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>担い手への集積集約の実績についてですが、今年度目標100haにつきまして現状9月末現在で達成率が21.3%となっております。</p> <p>皆さん稲刈りが終わった後に地域への呼びかけ等もよろしくお願いいたします。</p> <p>また新規参入につきまして、今年度目標23経営体中15経営体が新規参入しております、達成率は65.2%となります。</p> <p>面積は32.8%となります 地域に新規参入を希望される方が</p>

	<p>おりましたらぜひ参入を促すようお願いいたします。</p> <p>続きまして農地法に基づく許可件数及び面積になります。</p> <p>3条が95件、4条が7件、5条が34件になります。</p> <p>最後に人・農地プランの作成になります。</p> <p>コロナもあり地区説明会なども行えていない現状ではありますが、名簿等データ配布いたしましたので、委員の皆様にはプラン作成を促していただければと思います。以上です。</p>
事務局	<p>11月17日水曜日、例年通り勉強会を行います。</p> <p>出欠のほう後日お伝えいただければと思います。</p>
議長	<p>長時間の慎重審議ありがとうございました。</p> <p>以上で、第5回総会を閉会いたします。</p> <p>お疲れ様でした。</p>

郡山市農業委員会

第5回総会（令和3年10月18日開催）の概要

第3条 農地の異動は

12件で、田 45, 175㎡ 畑 12, 305.65㎡ でした。

第5条 農地転用は

8件で、資材置場1件、駐車場1件、太陽光発電設備1件、工事用地としての一時転用2件、営農型発電設備1件、一般住宅2軒でした。

この他、農用地利用集積計画、非農地証明、空き家に付随した農地に関する指定、指定解除、違反転用者に対する原状回復措置の勧告、農業振興地域整備計画の変更にかかる意見について等がありました。